

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和4年8月3日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市仁井田栄町295番3	宅地	165.14㎡	5,566,000円
2	秋田市茨島四丁目268番10ほか2筆	宅地	191.38㎡	5,531,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所5階 5-A会議室

(2) 入札 令和4年9月2日(金) 午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。